

■新規 □継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持について
---------	--------------------------

要 望 先	国	文部科学省初等中等教育局財務課
	県	教育庁教職員課

要 望 内 容	<p>○ 指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持について</p>																				
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p>【現状と課題】</p> <p>○ 国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで小学校では1年生のみで実施していた35人学級が令和3年度に小学校2年生へ拡充され、令和7年度までの5年間で小学校全学年で35人学級が実現することとなりました。また、青森県では国に先立ち「あおもりっ子育みプラン21」において小学校1年生から5年生までの33人学級が実現されております。</p> <p>○ その一方で、国は少人数でのきめ細かな指導や教科専門的な指導の役割を担う指導方法工夫改善に係る教員の加配を行っておりますが、現在加配定数の削減を進めており、当市立小学校におきましては、指導方法工夫改善に係る教員加配が昨年度より6人減少しました。</p> <p style="text-align: center;">〔弘前市立小学校における指導方法工夫改善教員加配の推移〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>専科指導以外 (チーム・ティーチング)</th> <th>専科指導</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 元年度</td> <td>31人</td> <td>2人</td> <td>33人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R 2年度</td> <td>29人</td> <td>3人</td> <td>32人</td> <td>▲1人</td> </tr> <tr> <td>R 3年度</td> <td>15人</td> <td>11人</td> <td>26人</td> <td>▲6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 指導方法工夫改善に係る教員は、主にチーム・ティーチングや習熟度別学習を担当しており、きめ細かな指導・対応のため学校現場で貴重な役割を担っております。</p> <p>○ 今後、国による小学校全学年での35人学級が実現しても、同時進行で指導方法工夫改善に係る教員の削減が継続されるのであれば、チーム・ティーチングや習熟度別学習などきめ細かな指導が困難となることが危惧されます。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>○ 児童生徒へのきめ細かな指導・対応のため、指導方法工夫改善に係る教員の加配定数は削減せずに維持するよう、国への働きかけをお願いいたします。</p>		専科指導以外 (チーム・ティーチング)	専科指導	合計	増減	R 元年度	31人	2人	33人	—	R 2年度	29人	3人	32人	▲1人	R 3年度	15人	11人	26人	▲6人
	専科指導以外 (チーム・ティーチング)	専科指導	合計	増減																	
R 元年度	31人	2人	33人	—																	
R 2年度	29人	3人	32人	▲1人																	
R 3年度	15人	11人	26人	▲6人																	

【効果等】

- 加配教員を活用しティーム・ティーチングを導入することで、学習内容の定着が早い児童生徒には発展的な学習に取り組ませることができ、定着に時間がかかる児童生徒には個別によりきめ細かな指導を行うことができます。
- 加配教員が、生徒指導的な対応や支援を要する児童生徒へ積極的に関わることで役割分担が進み、学級担任や教科担任の負担が軽減されます。

<参考>

[青森県の少人数学級編制の推移] (人)

学年 年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1
令和元年度	33			40		33	
令和2年度	33			40		33	
令和3年度	33				40	33	
令和4年度	33						
令和5年度	33						
令和6年度	33						
令和7年度	33						

[(参考)国の少人数学級編制の推移] (人)

学年 年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	
令和元年度	35	40						
令和2年度	35	40						
令和3年度	35		40					
令和4年度	35			40				
令和5年度	35				40			
令和6年度	35					40		
令和7年度	35						40	

現在までの主な経過・参考事項

担当部課：教育委員会教育総務課

県の処理方針

(教育庁 教職員課)

	<p>教職員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> — 基礎定数 (学級数等に応じて算定) — 加配定数 (政策目的に応じて毎年度配分) <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 指導方法工夫改善 (少人数指導、T T 等) 〔・ 児童生徒支援 (いじめ、不登校対応等) 〔・ 特別支援教育 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>経緯</p>	<p>平成23年4月 (国) 義務標準法を改正し、小学校1年生の35人学級実施、それ以外の学年は、平成24年度以降の予算編成で検討</p> <p>平成24年4月 (国) 小学校2年生の35人学級に係る義務標準法の改正は行わず、各都道府県の取組においても、36人以上となっている学校に加配定数を措置し、35人以下学級を実現</p> <p>令和3年4月 (国) 義務標準法を改正し、小学校2年生の35人学級実施以降、令和7年度までに小学校全学年へ拡充</p>
<p>処理方針</p>	<p>教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき算出することとなっており、その中で指導方法工夫改善の国の加配定数については、毎年度、各学校からの要望に基づき国に申請し、国からの内示を受け、各学校に配置しているところです。</p> <p>国では、令和3年度から5年間で小学校全学年を35人編制とする計画としておりこの実現に必要な教員の増加への対応として、令和4年度以降、既存の加配定数の一部を基礎定数に振り替えることや、少子化による基礎定数の減を充てるとしてありますが、今後の加配定数からの振替数は未定としています。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教育委員会では、全国都道府県教育長協議会を通じて、35人学級の拡充に当たって少人数指導等に係る加配定数の維持に努めるよう要望したところです。</p>